

# 市・県民税の申告と所得税の確定申告

## 早めの準備で正しい申告

ことしも市役所と市内各地区の会場では、市・県民税の申告と所得税の確定申告、成田税務署では所得税の確定申告の受け付けを行います。それぞれの申告受付期間を確認のうえ、最寄りの申告会場へお越しください。ことしは2月22日(日)と29日(日)にも、成田税務署では確定申告書作成のアドバイスと申告の受け付けを、市役所では市・県民税の申告の受け付けを行いますので、早めに準備をしてなるべく2月中に申告をしてください。



事業所得などがあつた人  
 営業・農業(ことしから収支計算による申告となりますので、収支内訳書を必ず作成し持参してください)・その他の事業での所得や不動産・配当などの所得があつた人(所得が少ない場合や赤字の場合でも申告を)  
 給与所得者で次のいずれかに該当する人

**市・県民税の申告**  
 受け付けは2月2日(月)から3月15日(月)まで

### 申告会場と受付日時

会場	受付日
市・県民税(農業所得を除く)の申告	
市役所2階 税務課	2月2日(月)~13日(金) (土・日曜日、祝日を除く)
市・県民税と所得税の申告	
市役所6階 中会議室	2月16日(月)~3月15日(月) (土・日曜日を除く。ただし2月22日(日)と29日(日)は受け付け)
中郷公民館	2月24日(火)
八生公民館	2月25日(水)
中央公民館	2月26日(木)
遠山公民館	3月 2日(火)
公津公民館	3月 3日(水)
豊住公民館	3月 4日(木)
久住公民館	3月 5日(金)
時 間	
午前9時~正午	午前中の受け付けは、混雑状況によって正午前に終了する場合があります。
午後1時~5時	公民館の受け付けは、午後3時までです。

各会場の受付で番号札をお渡ししますので順番が来るまでお待ちください。また、申告書には住所・氏名をあらかじめ記入して押印・割り印などの準備をお願いします。

ことしの1月1日現在市内に住んでいた人で、平成15年中に次に該当する人は、市・県民税の申告をする必要があります。  
 ただし、平成15年分の所得税の確定申告をした人や、勤務先から給与支払報告書(年末調整済み)が提出される人は、市・県民税の申告をする必要がありません。

当する人  
 ○勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人  
 ○給与所得以外に所得があつた人  
 ○平成15年中に退職し、ことしの1月1日現在就職していない人  
 ○公的年金などの受給者で次のいずれかに該当する人  
 ○公的年金などの所得以外に所得があつた人

申告は最寄りの会場です  
 申告は、左表のとおり各地区の会場で受け付けします。早めに準備をして最寄りの会場で申告してください。  
 なお、2月2日(月)から13日(金)までは、市・県民税申告(農業所得を除く)のみ受け付けとなります

市・県民税の申告についてくわしくは税務課 ☎ 20 1 5 1 3)へ。  
 今回の申告は、平成16年度分の市・県民税を算出する基礎となります。申告をしないと、児童手当などを受けるときや保育園に入園するとき、融資を受けるとき、公営住宅に入居するときなどに必要な証明書などの発行ができません。必ず申告をしてください。

○社会保険料控除や生命保険料控除などを受けよつとする人  
 その他  
 市内に住んでいないが、ことしの1月1日現在に事務所・事業所・家屋敷が市内にある人  
 申告は最寄りの会場です  
 申告を忘れると・・・  
 すのでご注意ください。

## 所得税の確定申告

受け付けは2月16日(月)から  
3月15日(月)まで

所得税の確定申告は、2月16日(月)から3月15日(月)まで、成田税務署と市役所で受け付けます。ただし次に該当する人は、成田税務署で申告してください。

また、成田税務署では、2月22日(日)と29日(日)に、確定申告書作成のアドバイスと申告書の受け付けを行います。

分離課税となる譲渡所得のある人  
 事業収入・不動産収入が500万円以上となる人  
 青色申告をする人

### 所得税の還付申告

還付申告書は、2月16日以前でも成田税務署で受け付けていますので、なるべく2月中旬に申告を済ませてください。また、還付申告書の「自書説明会」を下表の日程で行います。これは、申告書を自分で作成するための説明会で、当日会場で提出することもできます。

なお、下表の「広域還付申告センター」でも受け付けますので、「ご利用ください。センターに提出した

申告書は、成田税務署へ送付されます。

所得税の確定申告について詳しくは成田税務署(☎28 51 51)へ。

## 自書説明会

受け付ける申告	日時	会場	対象者
所得税の 還付申告	2月6日(金)	午前9時30分～正午	給与所得者で住宅借入金等特別控除の申告をする人(年末調整済み)
		午後1時～3時30分	年金のみ、または給与と年金が両方有り、住宅借入金等特別控除以外の理由で申告をする人
	2月10日(火)	午前9時30分～正午	給与所得者で医療費控除の申告をする人(年末調整済み)
		午後1時～3時30分	年金のみ、または給与と年金が両方有り、住宅借入金等特別控除以外の理由で申告をする人

午前と午後で対象者が違いますので注意してください。

## 広域還付申告センター

最寄り駅	会場名	期間	時間
東京駅	J R 東京駅 日本橋口	2月 2日(月)～13日(金)	午前 9時～午後5時
新宿駅	新宿駅西口広場 イベントコーナー	2月19日(木)～27日(金)	
横浜駅	かながわ県民センター2階	2月23日(月)・24日(火)	午前10時～午後4時
川崎駅	川崎駅地下街アゼリア サンライズ広場	2月18日(水)・19日(木)	
千葉駅	ばるるプラザ千葉7階「かえでの間」	2月 4日(水)・ 5日(木)	
松戸駅	新・松戸商工会館5階	2月12日(木)・13日(金)	

土・日曜日および祝日を除く。正午～午後1時は昼休みとなります。



### 市・県民税申告、所得税申告のときに必要なもの

印鑑(ゴム製のものを除く)  
 給与所得者と年金所得者：源泉徴収票の原本(コピーは不可)  
 事業をしている人：収入や支出が分かるもの  
 医療費控除を受ける人：源泉徴収票の原本、医療費の領収書、保険金などで補てんされる金額の分かるもの  
 社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除、寄付金控除を受ける人：支払い金額の確認できるもの、または証明書  
 障害者控除を受ける人：障害者手帳など  
 住宅借入金等特別控除を受ける人：平成15年分源泉徴収票の原本(コピーは不可)、住民票(本人のもの)、金融機関の残高証明書、登記事項証明書、売買契約書または請負契約書の写し(土地などの取得がある場合には、土地の登記事項証明書と売買契約書の写しも必要)など  
 所得税の還付を受ける人：申告者本人の預・貯金口座への振り込みとなるので、それらの種類や口座番号を分かつことにすること

### 郵送でも提出できます

郵送で申告書を提出する場合は次の住所へ送付してください。

市・県民税申告  
 〒286 8585 花崎町760  
 成田市役所 税務課

確定申告  
 〒286 8501 加良部1 15  
 成田税務署

### 成田税務署へはバスのご利用を

成田税務署には駐車場がありませんのでご注意ください。バスを利用する場合は、J R 成田駅西口から千葉交通バスに乗り、「税務署前」で降車してください。駅西口から徒歩でも約15分です。

